



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 高島 浩
(兵庫県弁護士会所属)



第116回 総額表示について

1 令和3年4月1日から、価格表示については消費税込の総額表示が義務化されます。

正確には、以前から消費税法63条により総額表示が義務付けられていますが、この特別法である転嫁対策特別措置法10条において総額表示が猶予されていました。今般、この特別措置法が3月31日をもって失効するため、原則に戻って総額表示しなければならないことになるのです。

2 それでは、不適切な表示をするとどうなるのでしょうか。

この点、消費税法ではペナルティは設けられていませんが、当然、紛らわしい表示をしている事業者には消費者から苦情が寄せられたり、税務署から指導を受けたりする可能性があります。

また、税抜価格を税込価格のように見せ、実際に支払う金額が安いかのように顧客を誤認させることは、景品表示法5条2号（優利誤認表示の禁止）に違反する可能性があります。こちらの法律にはペナルティがあるので注意が必要です。

例えば、以下の価格表示をご覧ください。

3,980円 (税込4,378円)

明らかに違和感があります。税抜価格を併記していますが、一応税込価格も表示していますので、消費税法違反とはなりません。

しかし、このような表示が店頭の値札やECサイトの価格表記でなされていれば、消費者がパッと見て、大きく表示された金額が税込価格（実際に支払う金額）であると誤解をする可能性があります。

このように消費者に誤解を与えて商品やサービスを提供することは公正ではないため、景品表示法に違反していると認定されることがあるのです。

3 事業者には、自社の商品やサービスの良さと共に、その対価についても顧客に分かりやすく伝えることが求められます。このように考えると、実際にお支払いいただく金額を適切に伝えるため、税込価格のほうを大きく表示するか、税込価格のみを表示されるべきです。